

促進区域指定ガイドライン及び セントラル方式運用方針の改訂等について

2026年 3 月26日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

環境省地域脱炭素推進審議官グループ

- 1. 促進区域指定ガイドライン及びセントラル運用方針の改訂等について**
2. 区域整理における事業性に係る判断について

促進区域指定ガイドライン及びセントラル運用方針の改訂等について

- 令和 7 年 6 月に再エネ海域利用法の一部を改正する法律が成立し、令和 8 年 4 月 1 日に施行予定。改正法に基づき、**環境大臣が海洋環境等調査等を実施することとなる。**
- また、令和 8 年 3 月 24 日、洋上風力発電設備の周辺を航行する船舶の安全確保と、洋上風力発電設備の案件形成の両立を円滑に進める観点から、**案件形成初期段階における風車と航路の離隔距離の確保の考え方**を整理・周知したところ。
- これらを踏まえ、**促進区域指定ガイドラインの改訂案**及び**セントラル方式運用方針の改訂案**を作成したところ、改訂に係る主なポイントについて説明を行うもの。

※改訂案について、合同会議後にパブリックコメントを実施し、提出意見の内容を考慮の上、確定版を策定する予定。

改訂のポイント

- (1) 海洋環境等調査に関する記載の追加（①促進区域指定ガイドライン、②セントラル運用方針）
- (2) 風車と航路の離隔距離の確保等に関する記載の追加（促進区域指定ガイドライン）

※その他、法改正に伴う形式的な修正等を行う。

(参考) 再エネ海域利用法の改正内容の概要

※赤枠が改正部分

領海・内水

① 法定協議会

- ・ 経産大臣、国交大臣、自治体等による利害関係調整

※環境大臣による海洋環境等調査の実施



② 促進区域の指定

- ・ 経産大臣、国交大臣による促進区域の指定



③ 事業者の選定

- ・ 経産大臣、国交大臣による事業者の選定



④ 海域の占用許可

- ・ 国交大臣による選定事業者への海域の占用許可

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外

EEZ

① 募集区域の指定

- ・ 関係行政機関との協議の上、経産大臣による募集区域の指定

※環境大臣による海洋環境に関する情報を収集するための調査の実施



② 事業者への仮の地位の付与

- ・ 経産大臣、国交大臣による事業者への仮の地位の付与（仮許可）



③ 法定協議会

- ・ 経産大臣、国交大臣、仮許可事業者等による利害関係調整

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外

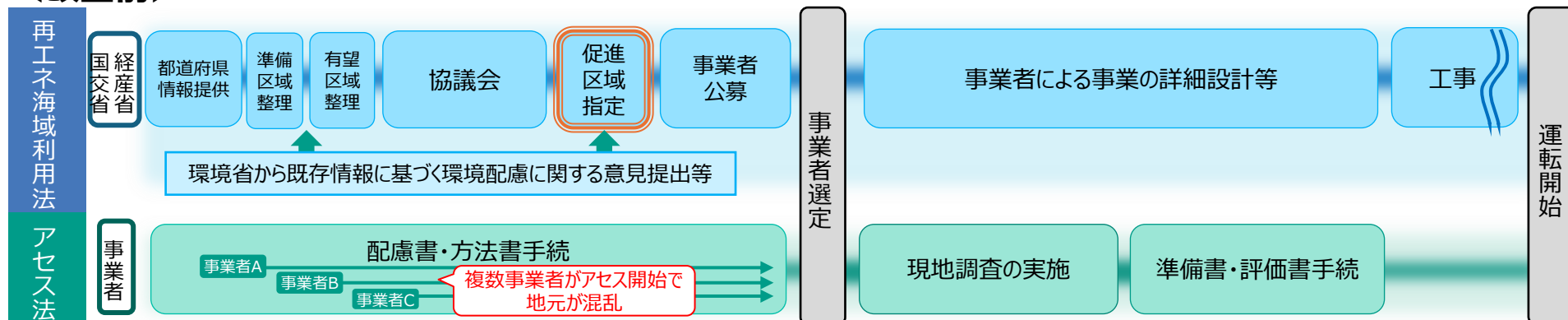


④ 設置の許可

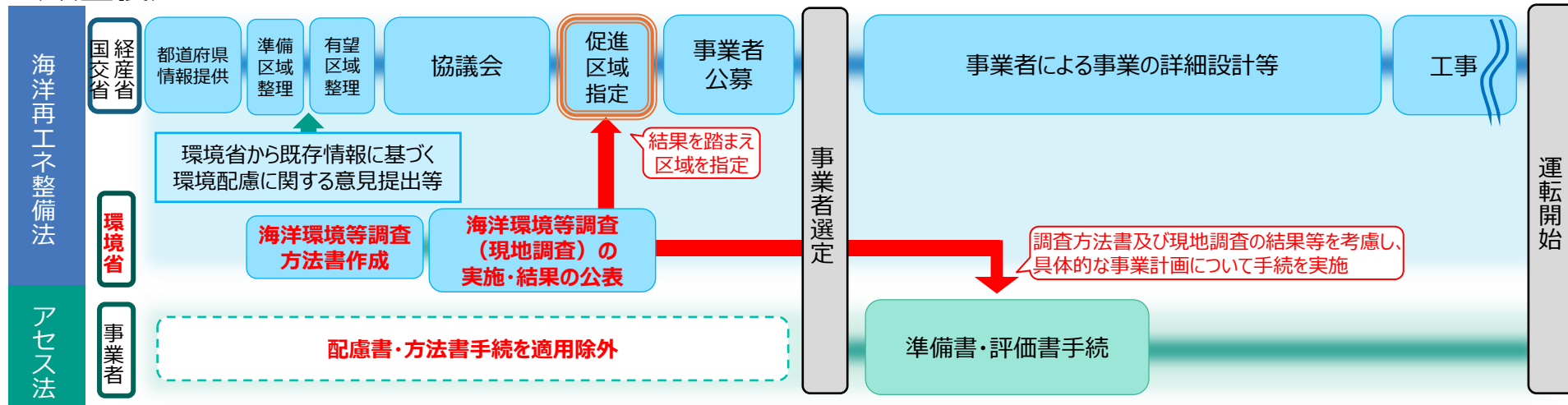
- ・ 経産大臣、国交大臣による仮許可事業者への設置許可

(1) 海洋環境等調査に関する事項（海洋環境等調査の概要）

<改正前>



<改正後>



(1) 海洋環境等調査に関する事項 (①促進区域指定ガイドライン)

● 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインにおける海洋環境等調査の主な記載

➤ 「第4章 促進区域の指定に係る手続」に「6.海洋環境等に関する調査」を新設。

＜海洋環境等調査について＞

- ・ 海洋環境等調査は、海洋再エネ整備法第10条第3項に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣から環境大臣に位置及び区域等が通知された後、環境大臣が、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するためのもの。

＜海洋環境等調査の項目及び手法について＞

- ・ 項目及び手法の選定は、地域の特性や洋上風力発電事業の特性を勘案して区域ごとに判断する。
- ・ 項目例：主要な眺望点の特性、鳥類の生息及び分布状況、ウミガメ類の産卵地の状況 等

＜海洋環境等調査方法書作成に向けた手続について＞

- ・ 海洋環境等調査方法書の案について、公表・説明会を経て、関係自治体等から環境の保全の見地からの意見等を求め、海洋環境等調査方法書を作成する。

＜海洋環境等調査の結果について＞

- ・ 海洋環境等調査方法書に従い、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知・公表する。

＜事業者による環境影響評価について＞

- ・ 選定事業者は、「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」（環境省・経済産業省）等を参考に、環境影響評価手続を実施すること。

(1) 海洋環境等調査に関する事項 (②セントラル方式運用方針)

● 洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針における記載

➤ 「7. 環境配慮」を「7. 海洋環境等調査」に変更

- 令和8年に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の海洋再エネ整備法に基づき、環境大臣は海洋環境等調査を実施する。
- 具体的には、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再エネ整備法第10条第2項の規定による調査を行ったときは、同条第3項の規定により当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知し、環境大臣は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋環境等調査を行う。
- 海洋環境等調査の実施は、①都道府県が海洋環境等調査の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手していること、また、②環境大臣が海洋環境等調査を実施する際にも、都道府県が地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。
- なお、海洋環境等調査は、促進区域指定ガイドラインにおいて示した考え方も踏まえて実施するものとする。

(2) 風車と航路の離隔距離の確保等（促進区域指定ガイドライン）

- 発電設備と航路の離隔距離の確保については、促進区域の指定の要件や設置及び維持管理の基準にて、これまでも求めているところ。
- これまで、船舶の航行に一定の制約がかかる港湾区域内を想定した離隔距離の確保の具体的な考え方は示されてきた一方で、自由航行が原則とされている一般海域等を対象とした考え方は明示されていない。
- 現在、相当の船舶が航行する海域における案件形成の動きも顕在化しており、**船舶航行の安全確保と発電設備の導入促進の両立を円滑化**するため、令和8年3月24日付で国から都道府県等に対し、一般海域における離隔距離の考え方について通知。

【通知の概要】

- 案件形成の初期段階を対象
- 離隔距離、及び対象とする航路は、海域の状況を考慮し、ケースバイケースで、利害関係者と調整の上で決定すること
- 周辺を航行する船舶の安全確保に向け、必要に応じて安全措置の検討もあわせて実施すること
- 既存の航路上で案件形成を進める場合、発電設備設置後の航行環境の変化等の詳細な検討が必要になる可能性に留意すること
- 設備の配置計画を議論する段階では、特に船舶への影響を緩和する観点からの議論を適切に行うこと

<構成>

- ① 航行実態等の把握
- ② 考慮すべき航路
- ③ 衝突を避けるために適切な離隔距離
- ④ 離隔距離に関わる利害関係者との調整
- ⑤ 施設配置計画時に留意すべき事項

【区域指定ガイドラインに追記】

- 3. 有望区域及び準備区域の整理
(1) 有望区域に整理するための要件等

【追記】

※ 関係海運団体及び関係海運事業者の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。

- 9. その他留意事項

【追記】

(3) 一般海域における発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保について

本事務連絡の概要について記載

1. 促進区域指定ガイドライン及びセントラル運用方針の改訂等について
2. **区域整理における事業性に係る判断について**

区域整理における事業性に係る判断について

- 「促進区域指定ガイドライン」に基づき、有望区域への整理段階において、促進区域に適していることの見込みを確認する観点から、事業性確保の見込みを総合的に判断しているところ。

有望区域に整理するための要件（抄）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

促進区域の指定の基準（抄）

1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第 1 号）

（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること
「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」は、以下の視点から確認する。

➤ 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件（風況、水深、地盤等）から洋上風力発電事業の事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。

※ 風況については、NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）における高度140mでの年平均風速が7m/s（15MW 級風車のハブ高さ付近における風速がレーレ分布に従う場合の理論設備利用率が35%以上）を目安とする。ただし、7m/s 未満の場合でも一律に対象外とするものではない。

※ 着床式洋上風力発電は水深が概ね 50m 又は 60m 程度までの海域を対象とし、それより深い水深の場合は浮体式による実施を想定する。

➤ 本法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で合理的に発電設備の設置が可能であること。

（2）（略）

4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第 4 号）

「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保（ファーム型接続の場合は一般送配電事業者等により系統容量が確保されていること。ノンファーム型接続の場合は連系予約が確定されていること。以下同じ。）されることが見込まれること」は、以下（1）又は（2）の視点から確認する。

（略）

なお、暫定的な系統容量の確保又は連系予約がされている場合や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。

区域整理における事業性に係る判断について

- 案件形成の早期の段階から、洋上風力の導入拡大と国民負担の抑制を両立する観点で検討することが適切であることから、**事業性確保に係る判断を高度化し、一定の事業性が見込めない区域については事業性の改善策を引き続き検討することとする。**
- 具体的には、**自然的条件及び連系点までの陸上自営線の距離などについて参考指標を設定し、これを参照しながら事業性の確保見込みについて総合的に評価を行う。**

※ 「促進区域指定ガイドライン」に規定された内容に基づき実施するものであることから、ガイドラインの改訂は行わない。

参考指標のイメージ

風況（第1号）

平均風速（m/s）	評価
8.5m/s以上	1
8.0m/s以上 8.5m/s未満	2
7.5m/s以上 8.0m/s未満	3
7.0m/s以上 7.5m/s未満	4
7.0m/s未満	要精査

水深（第1号）

水深(m)	評価
15m未満	要精査
15m以上 30m未満	1
30m以上 40m未満	2
40m以上 50m未満	3
50m以上	要精査

陸上自営線（第4号）

陸上自営線距離(km)	評価
10km未満	1
10km以上 25km未満	2
25km以上 40km未満	3
40km以上 60km未満	4
60km以上	要精査